

報告第 4 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 町外在住者のDV等支援対象者及びその同居人 |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金734,860円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 住民基本台帳事務において、弁護士から、対象者に係る除票の写しの交付の申出を受けて交付したところ、後日、当該弁護士の依頼者が対象者の加害者であることが発覚した。これにより、対象者の個人情報漏えいさせ、相手方に損害を与えた。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和2年4月15日 |